

今まで」という、現状追認の意見が最多であり、「サービスで」、あるいは、「現金で」を大きく凌駕して最も多くの意見を示している。これも、当初、現金給付が80%であったという、マスコミの論調と大きく異なっている。このことは昨年10月に独に介護保険で視察旅行に行かれたある団体のリーダーからも現金給付が58%と大きく低下した事を聴取した。

(注 WACAC 視察団長、高畠敬一氏)

③ 本保険の今後の方向では、

- A 保険の給付対象は「全ての人を対象に」という意見が最多であった。これは、現在の日本の原案では、基本的には、加齢による障害者に対するものであり、独の障害者全般を対象としたものとは違うが、敢えて聞いてみた。結果は記述の通りであるが、独においては、「どちら共」の意見が一番多い。このことが何を意味しているのか、施行後、2年半程経過し、実際に運用した過程で何か問題があったのであろうか。原案と違う意見が出た日本と比較して興味深い。
- B 本保険の将来の不安感については、a サービス内容、b 保険料アップ、c 繼続性と不安感を抱く順位では同傾向であった。
- C 保険料の支払いがない場合の処置については、既に実施中の独に対してはこの意見は聞かなかったが、ここでは尋ねておくべきだった。日本では、予想に反して、何らかの「差別をするべし」という意見が圧倒的で、「変えないで対処」の人は少数であった。独の人に同意見を聞けば、どういう回答結果であったろうか。興味のある問題であった。
- D 保険料の支払い額については

日本のみの意見聴取だったが、「2000円代」に最も多くの意見がみられた。これは既に本保険が新聞紙上で発表されている影響とも考えられるが、厳しい景気の動向の中で、妥当な意見かもしれない。独については、適正であるが一応数的には最も多かった。しかし高額であるという意見と余

り大差はない。独においては、平均的な月収が約4400 マルクと推計すれば、(日本の公務員平均年収、390万、独の国民所得は日本の93% 年度は91年及び92年より推計 1 マルク 70円として算定) 月額、5200円程度になる。施設介護も実施後の保険料である。日本の保険料に比較すれば、可成の高額になるが、この金額は、独にては、公費負担がない為に介護保険に繰り入れ可能な資金は日本とほぼ同額と推定される。

以上、両国における本保険に対する意見の差について、内容を比較検討した。これらを踏まえて、第三章の課題と展望に進みたい。

第三章 公的介護保険制度の課題と展望

I 制度の課題

1 歴史的背景の違い

- ① 日本においては、本保険案が検討される迄の期間が独に比し極めて短い。ビスマルク時代の社会保険の成立より大きく立ち後れ、本来的には第2次大戦後のGHQの指導によって現在の社会保険制度が確立されたといつてよい。独はこの間、第1次大戦の敗戦、超インフレーション、1929年の世界恐慌、そして第2次世界大戦の敗戦と4度にわたる激動の時代を経て、社会保険制度を整備しながら現在に至っている。また、本公的介護保険制度にしても既に20有余年の論議を経ている。この歴史的背景は根本的に日本と違うことは明瞭である。国民の認識度も違うことは否めない。又、色々な角度からの論議があったことも事実であろう。しかし、その状況の上でも未だ色々な問題が提起されているのも又事実である。

2 社会的諸制度の違いをどうするか。

- ① 歴史的背景の違い、また、社会的背景の違いから、色々な社会的諸制度が日本に比べ大きく相違することも仕方がない。例えば、西欧風の権利意識から、個人の権利を主張することについても日本に比し大変積極的であり、そこから、それをバックアップする諸制